

製造施設変更完成検査

根拠法令

法第20条第3項 一般則第31条、液石則第32条、コンビ則第15条

適用

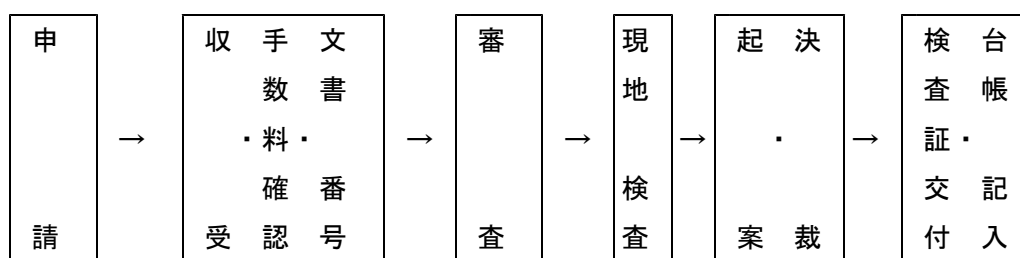
変更許可の対象となった施設。ただし、製造の方法及び製造する高圧ガスの種類の変更は対象外。

＜完成検査を要しない変更の工事＞

①ガス設備の取替え又は設置位置の変更（高圧ガス設備の取替えを伴うものにあつては、一般則第6条第1項第13号（液石則第6条第1項第19号）（コンビ則第5条第1項第19号）の規定により製造することが適切であると経済産業大臣の認める者が製造したものへの取替えに限り、特定設備の取替えを伴うものにあつては特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証の交付を受けているものへの取替えに限る。）の工事（一般則第15条第1項（液石則第16条第1項）（コンビ則第14条第1項）に規定する工事を除く。）であつて、処理能力の変更が変更前の処理能力の20%以内の増減であるもの。

②処理能力が1日100立方メートル（不活性ガス又は空気は300立方メートル）未満の製造設備（耐震設計構造物に係るものを除き、当該設備が特定設備の場合は特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証の交付を受けているものに限る。）の追加の変更工事であり、他の製造施設とガス設備で接続されていなく、かつ、他の製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのないもの。

手順



必要書類

高圧ガス製造施設完成検査申請書
 （一般則様式第13、液石則様式第13）
 コンビ則様式第5

＜留意事項＞

- 1 検査希望日、検査方法等について打ち合わせる。
- 2 保安統括者等選・解任届及び危害予防規定、保安教育計画変更の手続きの確認。

完成検査

製造施設について法第8条第1号の技術上の基準に関する事項を検査する。

＜留意事項＞

変更許可申請書どおりに完成しているか確認

検査証交付

- 1 完成検査の結果、法第8条第1号の技術上の基準に適合している場合「製造施設完成検査証」を交付する。 <留意事項>
- 2 不備があった場合は改善させる。 設備が改善されるまで、検査証を交付しない。

台帳記入

<留意事項>

検査証交付後、台帳記入。